好きです!! にしわき わたしのふるさと

心紡いで　彩り豊かな人財の育成

～誰もがふるさとに誇りと愛着を持ち、輝いて生きる　共生社会の実現に向けて～

教育委員会や学校園の情報をお知らせします。

西脇市の学校教育で

生涯の財産となる「読解力」を育みます

【問題】次の文を読みましょう。

3つの記号○、△、□で表した列で、次の（1）と（2）を満たすものを考えましょう。

（1）最初の記号は□です。

（2）同じ記号が2つ以上続くことはありません。

各文と（1）・（2）を満たす記号の列を、①～④の選択肢の中から全て選びましょう。

①□△○△□　②□△○◇☆　③□△△○□　④△○□○□

【答えはページ下部にあります】

右の問題は、条件に当てはまる具体例を正しく判断する「読解力」を問うものです。いま、このような“文章を読み取る力”を育むことが必要だといわれています。文章などの視覚から得る情報量は、全ての情報量の半分以上を占めるからです。

読解力を育むために必要な「力」

①長い文章を読み進め、文意を正しく理解する力

②問題解決に必要な図・写真・絵・地図・表・式・グラフなどから情報を得る力

③相手が何を問いたいのか、何が一番問題となっているのかを理解する力

④得た情報を基に自分の考えを持ち、正確に話す力・書く力

これら4つの「力」は物事を考える過程で必要なものです。正確に読み取った情報を基に考え、表現できるまでの力を「読解力」として、各校の授業で指導しています。

独自教材を使って授業を実施

「読解力」は学校での学習はもちろん、普段の生活や仕事など生涯において重要な力です。西脇市の学校では、市内の教員が協力して作成した教材「にしわきパワーアップシート」を使って授業をするなど、生涯の財産となる「読解力」を育むために、独自の取り組みを展開しています。

▼問合せ　学校教育課（市役所内線526）

▲教科書から読み取った内容を基にグループで考えを深める

心のスケッチ 134 人権教育課コラム

人権のまちづくりを担う人々に感謝

皆さんは各町や区で、人権に関する学習会が開催されていることをご存じですか。

町や区では毎年夏から秋にかけ、111人の人権教育推進員が中心となって、学習会の企画・運営をしています。推進員は自治会の人権教育を推進するために市などが開く研修会に参加し、学習会の計画や進行方法を学んでいます。そして、難しく感じがちな学習会に一人でも多くの人に気軽に参加してもらえるように工夫されています。

例えば、推進員が企画する体験を通じて考える学習に、「アイマスク体験」や「手話での交流会」があります。参加者も講師も一緒に体験することで、障害について理解するだけでなく、会話や笑顔が生まれ、とても温かい会になっています。他にも、落語や小ばなしを通じて人権に触れる「人権落語」は、知らず知らずのうちに人を傷つけてしまうことや、誤った思い込みなどに気付くことのできる内容です。

学習会では、推進員を助けようと区長さんをはじめ地域の皆さんが協力して、会場の準備をされています。終わった後は参加者も一緒に片付けをし、楽しく話をしながら帰る姿をよく見かけます。ある町の区長さんは、地域内外の研修会や講演会に積極的に参加し、人権問題を学んでいます。そして、推進員とともに率先して手本を示し、学習会の参加者を募るために地域の人に声掛けをされています。

学習会は一人ではできません。学習の場を設けても、参加者がいなければ成り立ちません。不安や期待を感じながら人権学習の計画を立てている推進員にとって、前述の区長さんのようなサポートは心強いことでしょう。

一つの会を開くには多くの人の協力が必要です。みんなが安心して暮らすまちづくりのヒントが、学習会にはあります。地域に住む人なら誰でも参加することができます。こんな学習会に参加しませんか。きっと皆さんの「心」を捉えることと思います。

（人権教育課）

【答え】①（問題文中は、○、△、□の記号しか提示されておらず、◇や☆の記号がある選択肢は答えに該当しません）

西脇市消費生活センター

☎22-3111（防災安全課内）

No.176

民法（債権法）改正【その②契約不適合責任】

生活の基本となる法律「民法（債権法）」が、４月に大きく改正・施行されました。今回は「契約不適合責任」に関する改正のポイントを紹介します。

■表現が「契約不適合責任」に変更

契約したものに傷があるなど、契約の目的物の種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合の表現が、「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」に変わりました。

■消費者は損害賠償請求が可能に

消費者は債務不履行責任として、損害賠償請求ができます。また、事業者が修理に応じようとしない・修理しても直らない場合等は、契約を解除できます（契約内容に適合しないことを知ってから１年以内に通知する必要があります）。

	改正前	改正後
契約の解除	○	○
損害賠償請求	○	○
追完請求（※）	売買契約　× 請負契約　△	○
代金減額請求	×	○

追完請求…修理や交換など、問題点を完全なものにしてほしいと後追いで請求すること（必ずしも消費者の希望どおりになるとは限りません）

あぐりコラム 14

西脇市では黒田庄和牛や山田錦、イチゴなど全国に誇れる地域食材が生産されており、さまざまな農業振興施策を推進しています。このコラムでは、本市の農業に関する旬な情報をお伝えします。

■問合せ　農林振興課（市役所内線322）

「西脇ファーマーズブランド」の農産物には丸い認証シールを貼付

「西脇ファーマーズブランド」で地元産を味わう

新型コロナウイルスの感染拡大によって、不自由な生活が続いています。不要不急の外出を控えなければならない状況の中、地元で購入できる安全・安心な地元産の農産物を味わい、改めて地域の魅力を感じませんか。

市では平成25年から、環境に配慮して農産物を育てる農家を「西脇ファーマー」に認定する事業を実施しています。ファーマーが生産した農産物は「西脇ファーマーズブランド」として販売。このブランドは、特別栽培農産物表示ガイドラインに基づいた兵庫県の基準と比較して、農薬や化学肥料の使用を30％以上減らして生産している農産物のことをいいます。

現在、市内では80人のファーマーが76品目の農産物を直売所などに出荷。安全・安心な農産物として、幅広い世代から好評を得ています。地元で栽培・収穫された新鮮で、安全・安心な農産物を食べることは、郷土愛を育んだり、農家を支援したりすることにもつながります。ぜひ、地元農産物で、地域の味を楽しんでください。

市長からの手紙 76

―― 西脇を元気に!! ――

西脇市長　片山象三

西脇市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で市の対応を協議

西脇市民一丸となり乗り越えましょう!

新型コロナウイルス感染症で、非常事態が続いています。今しばらくの間が大変重要な局面となります。市民の皆さまは、

①不要不急の外出をしない

②三つの「密」を避ける

③人との接触を極力避ける

の三点に、ご協力ください。併せて、日常生活における感染予防の徹底をお願いします。

西脇市民お一人お一人の行動が命を守り、社会を守ることにつながります。どうかご協力いただきますようお願いします。

そして市民生活、経済活動に及ぼす影響は、極めて甚大です。国・兵庫県と西脇市が一体となって早急に対応してまいります。

また、皆さま自身が大変な中、ご支援・ご協力いただいている「医療従事者の方々」、「物資をご提供いただいた事業所の方々」、「マスクを作製いただいているボランティアの方々」、そして黙々と市民生活を支えてくださっている多くの市民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

この難局を西脇市民一丸となり乗り越えましょう。

＊　＊　＊

市では新型コロナウイルスに関する情報を随時お知らせしています。最新情報は右のQRコードから市ホームページをご覧ください。

▲市ホームページ